

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところにより、阿南市(以下「本市」という。)が保険者となり、要介護・要支援の状態にある被保険者に対して必要な保険給付を行うものとされている。被保険者の資格得喪、要介護・要支援の認定、保険の給付等を行うに当たり、必要な情報を適切に処理し、管理していかなければならない。 本市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課及び特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定及び各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪保険者事務共同処理業務 ※当市では、「⑪保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 〈サービス検索・電子申請機能〉 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ・介護保険負担割合証の再交付申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定申請 ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前) ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修後) ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ・被保険者証の再交付申請 ・要介護・要支援更新認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 番号法に基づいて、本市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム(標準準拠システム) 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル 【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表100の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、115、125、128、131、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部介護保険課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1793
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従っているほか、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	阿南市個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員について、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 松内徹	課長 瀬川 昭子	事後	
平成29年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請	⑨負担限度額認定及び各種減免認定の申請	事後	
平成29年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	追加	⑪保険者事務共同処理業務 ※当市では、「⑪保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
平成29年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	追加	4.伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年1月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	追加	【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1～4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び117の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、57、87及び116の項)	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1～4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90及び94の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87及び116の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 介護・ながいき課	保健福祉部 福祉事務所 介護・ながいき課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1～4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90及び94の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87及び116の項)	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び108の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116の項)	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 瀬川 昭子	課長 吉村 茂宏	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 吉村 茂宏	介護・ながいき課長	事前	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	iv リスク管理	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされて者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1～5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87及び93の項)	:第3欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされて者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1～5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び119の項) :第3欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 福祉事務所 介護・ながいき課	保健福祉部 介護保険課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護・ながいき課長	介護保険課長	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	阿南市保健福祉部介護ながいき課	阿南市保健福祉部介護保険課	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IV リスク管理 8. 監査 実施の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
令和4年4月1日	IV リスク管理 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検・内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところにより、阿南市（以下「本市」という。）が保険者となり、要介護・要支援の状態にある被保険者に対して必要な保険給付を行うものとされている。被保険者の資格得喪、要介護・要支援の認定、保険の給付等を行うに当たり、必要な情報を適切に処理し、管理していかなければならない。 本市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課及び特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定及び各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪保険者事務共同処理業務 ※当市では、「⑪保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	評価書記載のとおり	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・番号法第9条第1項 別表第1の68の項（介護保険） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。） ・別表第1省令第50条第1項各号及び第2項	・番号法第9条第1項 別表100の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年阿南市条例第22号）第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） : 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び108の項） 以下省略	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	（長文のため一部割愛） 番号法別表第2に基づいて、本市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	（長文のため一部割愛） 番号法に基づいて、本市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年8月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、115、125、128、131、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 サービス検索・電子申請機能	1. 介護保険システム(標準準拠システム) 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年8月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策 十分である。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従っているほか、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年8月20日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 9 従業員に対する教育・啓発 阿南市個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員について、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	事後	
令和7年8月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	〈びったりサービス〉	〈サービス検索・電子申請機能〉	事後	
令和8年8月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	